

○厚生労働省告示第百二十二号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和元年九月二十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇五十九 (略)</p> <p>六十 四―〔四―〔二―(四―クロロフェニル)―四・四―ジメチルシクロヘキサ――エン――イル〕メチル〕ピペラジン― ―イル)―N―〔三―ニトロ―四―〔(オキサ―四―イ ル)メチル〕アミノ〕フェニル)スルホニル〕―二―〔(一H― ピロロ〔二・三―b〕ピリジン―五―イル)オキシ〕ベンズアミ ド(別名ベネトクラクス)及びその製剤</p> <p>六十一―百六十四 (略)</p> <p>百六十五 ベバシズマブ(遺伝子組換え)〔ベバシズマブ後続二〕及 びその製剤</p> <p>百六十六―百八十九 (略)</p> <p>百九十 リツキシマブ(遺伝子組換え)〔リツキシマブ後続二〕及び その製剤</p> <p>百九十一―二百六 (略)</p>	<p>一〇五十九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六十―百六十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百六十四―百八十七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百八十八―二百三 (略)</p>